

○所沢市家庭的保育事業等指導監査実施要綱

平成30年3月30日要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う者に対して実施する法第34条の17に基づく指導監査に関し、基本的事項を定めることにより、適正な事業所運営及び児童の適切な処遇を確保することを目的とする。

(実施計画)

第2条 市長は、毎年度当初に指導監査の実施に係る計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

2 実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指導監査の方針
- (2) 指導監査の方法
- (3) 指導監査の対象とする施設
- (4) 指導監査の重点事項

(実施形態)

第3条 指導監査の実施形態は、一般指導監査と特別指導監査とする。

(一般指導監査)

第4条 一般指導監査は、実施計画に基づき、原則として年1回、実地において行うものとする。

- 2 市長は、一般指導監査の実施に当たっては、あらかじめ指導監査の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により、家庭的保育事業等を行う者に通知する。
- 3 一般指導監査は、必要に応じて他の法令に基づく指導等と同時に行うことができる。
- 4 市長は、一般指導監査の結果について、家庭的保育事業等を行う者に対し文書により通知し、改善を要する事項があるときは、期限を定めて別に定める様式による報告を求める。

(特別指導監査)

第5条 特別指導監査は、次のいずれかに該当する場合に必要な応じて、特定の事項について重点的に実施する。

- (1) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
 - (2) 児童が死亡、意識不明となる事態等の重大な事故が発生した場合又は児童の生命、心身及び財産に重大な被害が生じるおそれが認められるとき（これらのおそれにつき通報、苦情及び相談等により把握した場合、重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。）。
 - (3) 度重なる一般指導監査によっても改善指導事項の是正が見られないとき。
 - (4) 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否したとき。
- 2 市長は、特別指導監査の実施に当たっては、あらかじめ指導監査の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により、家庭的保育事業等を行う者に通知する。ただし、前項第2号に該当する場合に実施するときは、事前の通知なく実施できるものとする。
- 3 市長は、特別指導監査の結果について、家庭的保育事業等を行う者に対し文書により通知し、改善を要する事項があるときは、期限を定めて別に定める様式による報告を求める。

(勧告)

第6条 市長は、指導監査の結果、家庭的保育事業等を行う者が、所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第43号）その他関係法令（以下「基準等」という。）に適合しないと認められるときは、法第34条の17第3項の規定により、その事業を行う者に対し、期限を定めて文書により基準等に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告することができる。

- 2 前項の規定による勧告を受けた者は、期限内に文書により市長に報告するものとする。

(命令)

第7条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、法第34条の17第3項の規定により、必要な改善を命令することができる。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、期限内に文書により市長に報告を行うものとする。

(事業の制限等)

第8条 市長は、指導監査の結果、家庭的保育事業等を行う者が、基準等に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、法第34条の17第4項の規定により、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
(聴聞等)

第9条 市長は、指導監査の結果、命令又は事業の制限若しくは停止の処分を行おうとするときは、指導監査後、当該処分予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
(関係機関との連携)

第10条 指導監査の実施計画の策定、実施及び結果の処理に当たっては、関係機関と十分な連携のもとに行う。
(身分証の携帯)

第11条 指導監査に際しては、担当する職員は、こども家庭庁の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令和5年内閣府令第42号）に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
(指導監査の結果の公表)

第12条 市長は、指導監査の結果の概要について、所沢市ホームページに公表するよう努めるものとする。
(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。